第十三条第二項及び第三項	調査員	委託管理団体
第十五条	調査員	委託管理団体の調査単位区を担当する指導員
第十六条第三項及び第十七条	調査員	委託管理団体

（期間の変更）

第十四条　市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第十三条第四項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［2　略］

3　総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十三条第四項の期間を別に定めることができる。

［4　略］

（立入検査等）

第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第三号ホ、同項第四号ハ並びに同項第七号ロ及びハに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

［2　略］

（調査票等の保存）

第十九条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第一号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十三号

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、平成二十五年総務省告示第二百二十七号（住宅・土地統計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件）は廃止する。

平成三十年五月二十三日

総務大臣　野田　聖子

（期間の変更）

第十四条　市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第四項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

［2　同上］

3　総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第四項の期間を別に定めることができる。

［4　同上］

（立入検査等）

第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第一号ハ並びに同項第二号イ、ロ、チ及びリに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。

［2　同上］

（調査票等の保存）

第十九条　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第六条第一項第三号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフイルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。